

浜長保険センター安全だより

令和4年9月5日

浜長保険センター 第70号

電話 079-246-2561

FAX 079-246-2571



いくぶん残暑も和らぎ、しのぎ良い日が多くなりました。澄んだ青空が秋を感じさせます。季節の変わり目となり、体調を崩されませんようお過ごしください。一層のご発展とご活躍をお祈り申し上げます。



マックスバリュ・イオンモールなど大型店舗の駐車場、又はセブンイレブン・ローソンなどコンビニの駐車場は、道路に該当するのか？ 交通事故を起こした場合、警察への報告義務はあるのか？ 免許の停止・取消しの対象になるのか？ 道路であるか、道路でないかによって、法的に内容が異なる点がありますので説明します。



セブンイレブン駐車場



リバーシティ駐車場



マックスバリュ駐車場

問 店舗の駐車場は、道路管理者(国、県、市町)が設置していないが、通過は道路に該当するのか？

答 道路の定義は、道路交通法第2条第1項に「道路法第2条第1項に規定する道路、道路運送法第2条第8項に規定する自動車道及び一般交通の用に供するその他の場所をいう」と定められています。

「一般交通の用に供するその他の場所」に該当すれば道路にあたります。

問 具体的には、どのような内容か？

答 判例で示します最高裁(昭 44・7・11)「例え私有地であっても、不特定の人や車が自由に通行できる状態になっているものは、道路交通法上の道路と認めるべきである」と判示、また、東京高裁(平 13・6・12)、「コンビニの来客用駐車場は、自動車が自由に出入りすることが可能であり、現実に自転車、歩行者など多数通行しているなどの状況が認められ、一般交通の用に供するその他の場所として道路交通法上の道路に当たる」と判示

したがって、マックスバリュ、イオンモール、コンビニ駐車場は、不特定多数の自動車、自転車、歩行者が通行しており、道路交通法上の「道路」に該当します。



駐車場での事



問 コンビニ等の駐車場が「道路」であれば、交通事故を起こしたとき、報告義務があるのか？

答 交通事故とは、道路における車両等の交通による人の死傷又は物の損壊」と定義(道交法第 67 条第2 項)、したがって、道路以外の場所では、道交法上の報告義務はありません。しかし、道路において、交通事故を起こしたときは、過失の有無を問わず双方に警察への報告義務があります。(道交法第 72 条第1 項)、また、道路に該当するコンビニ駐車場などで物損事故を起こし、現場を立ち去った場合は、当て逃げ(前歴なし、7点、30 日停止)、人身事故を起こしたのに救護措置をせず、立ち去った場合は、ひき逃げに該当(前歴なし、35 点、取消し3年)、ただし、道路に該当しない場合には、道路外の死傷事故として、点数制度の違反点数が付されませんが、危険性帯有として、免許の取消し、停止処分の対象になります。

今回は、駐車場での事故防止対策、事故を起こしたとき、被害にあったときのとるべき措置について説明します。



～ コンビニでのバック 死角多く 優先道路なし 乗車前に安全確認 ～